

《論 文》

貨幣と信用の近代経済思想 (2)

— ヒュームから「ピール銀行条例」(1844) へ —

小 池 田 富 男

はじめに

- I 貨幣と市場のポリティカル・エコノミー
- II ヒュームからスミスへ (以上, Vol.27, No.2)
- III 産業革命期における貨幣と信用
- IV アダム・スミスの貨幣・信用論 (以上, 本号)
- V 地金論争とリカード
- VI ピール条例と金本位制の展開

おわりに

III 産業革命期における貨幣と信用

— 金属流通から紙券流通へ —

[1] スミス貨幣論の時代背景

これまでみてきたようにヒュームの貨幣・経済思想は、新大陸からの貴金属の流入と外国貿易に導かれたヨーロッパの産業的発展を背景に、一方では重商主義につづるいわゆる《連続的影響説》の一面をもつものであった。しかし全体の構成と基調においては、むしろアーツとインダストリこそが「文明社会」としての近代社会の内発的な成長を支える実体であることを、貿易差額説批判としての《正金配分の自動調節論》にそくして論じたものといわなければなるまい。スミスもまた国民経済の自律的な成長を説く限りにおいて、基本的にはこうしたヒュームの貨幣観と同一の立場にたつものであったが、しかしかれらの貨幣数量説やその系論である《正金配分の自動調節論》を受け入れるというわけにはいかなかった。その理由は、何よりもスミスが、おそらくはスチュアートの影響のもとに、「ニュートンの改革」から1774年の「金貨再鑄造令」にいたるイギリス鑄貨制度の実情

をふまえていたことから、ようやくその産業的基礎を確立しつつあったイギリス国民経済の成長も、現実にはいかに貨幣的な干渉を受けざるをえなかったかを熟知していたからであろう。だからこそスミスは、ヒュームとは異なって素朴な《貨幣ヴェール観》に陥ることなく、貨幣それ自身が何よりも国民的総資財の一部であることの非生産性の指摘から出発し、そのうえで金紙の代替による「剰余正金の自動輸出原理」(ペトレラ)という独自の理論を展開することになったのである⁴⁴⁾。

44) スミスは「過去4世紀」のイギリスの貨幣史について、さしあたりローマ帝国没落から西インド諸島の発見までを第1期とし、次に、アメリカの銀がスペイン経由でヨーロッパに大量に流入して「価格革命」をもたらした16世紀中頃からほぼその影響が終息したとされる17世紀の中頃までを第2期に、そして、その後ふたたび貨幣価値が上昇し始めた「金貨再鑄造令」までを第3期として時期区分をおこなった。すなわち、価格標準が国家みずからの手で不断の動揺にさらされていた貨幣の近代化以前の第1期と、逆に国庫負担での改鑄によってでも《固定平価の維持》が明確な政策目標となり、近代的な鑄貨本位制度が確立したと云ってよい第2期、そして内外市場の拡大とともにしだいに鑄貨本位という《貨幣の商品化》の自然発生的な通貨システムの制度的限界が露呈しはじめたことから、それをめぐって論争と改革が始まった当面の対象である第3期とに分けられた。17世紀初めの「エリザベスの大改鑄」、および1666年の金銀貨の自由鑄造許可の宣言によって、銀の価値をノルマン・コンクエストの時代のおよそ3分の1に評価するなかで、1重量ポンドの標準銀の地金から62個のシリング貨(744のペニー)を鑄造するような新たな平価が確定されたのであった。この自由鑄造制のもとでの通貨供給(鑄造要請)の確保は地金価格が鑄造価格の水準かそれ以下にある場合にはじめて保証されるものであったが、それはアメリカ大陸からの大量の金銀の流入とそれらの地金価格の低下という、あくまで16、17世紀の特殊な歴史的事情を背景にしてはじめて可能となったものであった。それゆえ、「価格革命」の影響がほぼ終息し、再び銀の地金価格が上昇しはじめた17世紀の中頃からスミスの時代にかけて、すで

そこでわれわれは、さしあたりスミスの貨幣信用論が当面の対象にしていた1774年の「金貨再鑄造令」を中心に、18世紀イギリスの通貨事情からみていかなければなるまい。すでにみたように、1717年の「ニュートンの通貨改革」では、12月22日の日付で、なんびとといえどもギニー金貨を21シリング以上の価格で支払いに用いたり受け取ったりしてはならぬとの布告がだされた。これは、1696年から1699年にかけての一般的改鑄で鑄貨が完全量目に引き戻されていたのを受けて、すでに有名無実化していた1:14.485 (1ギニー=20シリング) というチャールズ2世いらいの金銀の公定比価を、あらたに1:15.21へと改訂しようというものであった。すなわち、摩滅や盗削によって状態の悪化した銀貨を基準にしてギニー金貨には一時は30シリング近い相場がついていたことから、これを是正するため、すでに1698年秋にギニーの価格は21シリング6ペンスに引き下げられていた。ところが、それでは大陸諸国にくらべて金を過高に評価することになり、低く評価された銀は海外に流出してしまっ、国内には相変わらず不完全な銀貨だけが流通するだけという状況であった⁴⁵⁾。

たしかに、このあらたな金銀の公定比価で取

にそれを原因とする鑄貨の削り取りが横行し、そこで鑄造要請も途絶しがちとなった。また、そうした軽量鑄貨の流通が一般化したことによって、それを基準に、価格標準の事実上の引き下げが不可避となっていた。すでにみたように、1690年代のロックとラウンズの改鑄論争、および1717年のニュートンの通貨改革などは、結局のところ、鑄貨本位制度にとって免れえない、こうした地金価格の鑄造価格以上への高騰による慢性的な貨幣の不足と、価格標準の変動に対処するためのものだった。(Adam Smith, "An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations", 1776.—The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, Vol.1-2, pp.210-214. 大内兵衛・松川七郎訳, 岩波文庫, 第二分冊, 102-112頁。—以下, A. Smith, "Wealth of Nations" p.61. 前掲訳, ②102-112頁, と略記。)

45) ニュートンの試算では、当時の金銀貨の品質と重量において大陸諸国の比価で換算すれば、1ギニーは約20シリング8ペンスに相当していたといわれる。(A. Feavearyear, op. cit., p.155. 前掲訳, 170頁。J. L. Laughlin, "A New Exposition of Money, Credit and Prices", Vol. I, pp.152-153.)

引を法的に強制しようとしたことは、それまでの名目だけの《金銀複本位制》を実際に稼働させようとする、画期的な試みであった。しかし、この1ギニーが21シリングという1:15.21の新たな公定比価でも、ほぼ1:15であったとされる大陸諸国に比べていまだ金に割高だったことから、当然のことながらイギリス国内では銀の地金価格が鑄造価格以上に上昇してしまい、意図したとおりには銀の流出を阻止しえず、それゆえ金貨とともに完全重量の銀貨の流通を確保するという所期の目的を果たすことにはならなかった⁴⁶⁾。折しも当時は、メキシコのポトシ鉱山で生産性がしだいに低下しはじめたことから銀の一時的な高騰がみられ、しかも18世紀中期のイギリス経済にとりわけ大きな影響を与えたブラジルからの金の大量流入によって、1760年頃には金銀比価が市場では1:14.14にまで変動していた。さらには、フランスにおける銀に割高な鑄造比価の実施という事情にも加速されて、金の市場価格は大幅に下落することになったのである。これを受けてイギリス国内では、ある程度の重量をそなえた銀貨はほとんど流通界からその姿を消すことになり、削り取られてはなはだしく摩滅した粗悪な銀貨のみがわずかに流通しているだけという、きわめて憂慮すべき状況に陥った。

かくして18世紀中葉のイギリスでは、事実上、金貨のみが《価格標準》の機能を果たすようになっていったのであるが、いまだ軽量貨をたえず回収して完全重量のものに置き換えるというシステムが確立していなかったために、その

46) ニュートンは1ギニーが21シリングでは二つの金属が並んで流通することはないだろうということを知っていたが、そのうえで金価格の上限を規制して銀価格の維持をはかろうとした。フェヴァーヤーによれば、これは彼が、金の価格の下落が必ずしも銀価格の上昇と同じことではないということに気付かなかったことによるものだという。A. Feavearyear, op. cit., pp.168-170. 前掲訳, 184-186頁。そこで、「銀価の下落という世界史的趨勢のなかで、結果的には、銀を市場の流れに突きはなして、結果的に金価格の安定、その価値の自立化をもたらすことになった」(湯浅越男『文明の「血液」』, 新評論, 1988, 317頁)といえよう。

ギニー金貨もまためだつて軽量化しつつあった。その結果、当然のことながら金の鑄造価格と地金価格とのあいだにも乖離が生じて、1770年ごろには標準金の市場価格が、ときには1オンスあたり4ポンド1シリングにまで上昇していた。そこで、あらたに発行された金貨は、造幣局を出るやいなやすぐに溶解されてしまい、海外に輸出されるようになっていたのである。こうした事態にたいして、まず1773年に、「1698年の法令」を金貨についても拡大し、鑄貨がもし一定重量以下であれば廃貨しなければならないとの命令がだされた。また、廃貨にされた鑄貨を重量に応じて鑄造価格で購入するという取り決めが、イングランド銀行とのあいだで結ばれた。そして1774年になって、残りの粗悪な鑄貨はすべて公費で処理すべく、それらを額面価格で買い入れるとともに、あらたに1650万ポンドにのぼる金貨の再鑄造がおこなわれたのであった⁴⁷⁾。

この1774年の「金貨再鑄造令」(Recoinage Act of 1774)では、つぎに詳しくみるようにいわゆる《通用最軽量目》が規定され、完全重量に近い金貨の流通が保証されることになったから、少なくとも摩滅や削り取りに原因するかぎりでの価格標準(平価)の動揺という事態はひとまず回避できることとなった。他方で、著

しく軽くなっていた銀貨の改鑄はあえておこなわれず、むしろ銀貨による支払いは25ポンドに制限され、それ以上の金額については重量で受け取られねばならないとされた。ここに銀貨は、イギリス貨幣史上はじめて、法的にも補助貨幣としての地位に引き降ろされることになったのである。とはいえ、銀貨の自由鑄造が正式に禁止されたのはようやく1798年になってからのことであり、それまでは依然として1ポンド・トロイの銀が62シリングの鑄造価格で自由に鑄造されえたから、完全な意味での金の単本位制というわけではなかった。そのため、1785年の一時的な銀価格の低下にさいして、ふたたびイギリスに銀が流入して造幣局に持ち込まれたことから、銀貨の自由鑄造が一時停止されたことを契機に、最終的にイギリスにおける銀の復位が阻止されたのである⁴⁸⁾。

こうして、当時のもっとも一般的な交換媒体であった銀貨は、スミスの時代には完全な意味で補助貨幣になっていたわけではなく、従来どおり造幣局に地金が持ち込まれて自由に鑄造されるものだったから、相変わらずその貴金属としての価値にもとづいて流通していた。そのため、すでに見てきたような公定比価からの市場比価の乖離、さらにはヨーロッパにたいするアジアでの銀の過高評価に制約されて、かえって市場が必要とするだけの流通量を確保することを困難にしていたのである。他方で、イングランドでは、古くから小売商人たちによる章標貨幣の私造の歴史があったことから、当時の貨幣

47) こうした近代イギリスにおける金銀複本位制から金の単本位制への移行は、たしかにフェヴァーのいうように、当初から意図されたものではなかった。しかし、結果的には、1785年に枢密院委員会に提出されたりヴァーブル伯のパンフレットのなかで集約されているような、名目的な補助通貨にささえられた本位鑄貨制度についての、当時の代表的な考え方に沿うものとなっていった。いうまでもなく、鑄貨本位制度を維持していくうえでは、もっとも日常的な支払いにもちいられて摩滅や削り取りの危険性が高い銀貨よりは、比較的の使用頻度の少ない金貨の金属重量に価格標準を固定した方が、価格標準の安定をはかるうえではより適切だったからである。ただ、この金貨本位制への移行は新たにそれに対応して、貨金支払いをはじめとする日常の一般的な取引に用いるために、本位貨幣の一部を象徴するものとしての、象徴的な少額貨幣の流通を要請するものでもあった。(A. Feavearyear, op. cit., pp.158-159. 前掲訳, 173-174頁。R. G. Hawtrey, "The Gold Standard in Theory and Practice", 1927, pp.61-62.)

48) こうして金貨については、最軽量目規定によって軽量化にともなう価格標準の事実上の変更が、制度的にも防がれることになった。あとは、金銀比価の変動による価格標準の動揺を防ぐために、何よりもまず銀の自由鑄造を停止して、銀貨がその額面価値を大幅に下回る金属しか含まないように、銀貨を象徴化する必要があった。しかし長い銀(銀貨)本位制の伝統があるイギリスでは、そうした銀貨の急激な品位の低下には社会的な抵抗が予想されたためであろうか、その後も銀の鑄造価格は依然として1トロイ・ポンドあたり62シリングのままであった。それゆえ、こうして銀貨の貨幣価値と金属価値の差が少なく、その象徴化が不完全なままであれば、多かれ少なかれ金銀比価の変動による影響を免れえなかったのは、蓋し当然といえよう。

鑄造における技術上の制約もあって、造幣局による半ペニー貨やフェージング貨などの銅貨の発行は大量の偽造を引き起こし、供給過多にさえなっていた。例えば、1753年には、イングランドの小額貨幣の半分は偽物だったとさえいわれていたのである。こうしてフェヴァーのいうように、一方で「銀貨は、造幣局がそれを重くしすぎたために不足」たのに反して、逆に「銅貨は造幣局がそれを軽くしすぎたために過剰となった」という状況にあった⁴⁹⁾。

恐らくは、こうした一方における《銀貨の不足》と他方における《銅貨の過剰》という事実ヒントをえて、スミスは1774年の金貨改鑄の直後に、割高な鑄造費を課すなどして銀貨を意図的に過大評価（軽量化）すべきであり、1ギニーまでの支払いにおいてのみ法貨とされるべきであるとの、いわゆる銀貨についての《制限法貨》を提起した⁵⁰⁾。すなわちそれは、一応は銀貨の《自由鑄造制》をそのまま維持しながら、同時に銀貨の鑄造要請と流通を確保してゆくための便宜的な方策であり、「ニュートンの改革」以降の事実上の銀貨の補助貨幣化を積極的に追認する提言として位置づけることができる。しかし、18世紀の産業化の進展に伴うイギリス国民経済の膨張は、少額の取引や賃金支払いのためにもっとも必要としていた銀貨について、いつまでも、自由鑄造の停止による完全な意味での補助貨幣化（国庫負担による供給）を実現するような、政府による貨幣制度の改革をまつだけのゆとりはなかった。すでにそれ以前に、いわば市場自身の自己組織化ともいうべき近代的信用制度の形成をつうじて、市場みずからが弾力的な通貨供給を確保しうるシステムを形成していったのである。

[2] 1774年の「金貨再鑄造令」

アダム・スミスの『国富論』が執筆された時

49) A. Feavearyear, op. cit., pp.168-170. 前掲訳, 184-186頁。

50) Adam Smith, "Wealth of Nations", p.61. 前掲訳, ① 178-179頁。

代には、こうして一方において、1717年の「ニュートンの通貨改革」以降の銀の対外流出とブラジルからの大量の金の流入が続くなかで、それまでもっとも一般的な支払い手段に使用されてきた完全重量の銀貨が完全に市場からその姿を消し、それゆえ鑄造要請もほとんど途絶えてしまっていた。また他方では、後にみるように、「七年戦争」後しばしばヨーロッパで発生した金融恐慌に対応すべく、地方銀行による銀行券の無秩序な発行権の乱用から公衆を守るため、信用創造に対するさまざまな公的規制の必要が叫ばれていた⁵¹⁾。それゆえ18世紀中葉のイギリスは、しだいに信用貨幣の流通が一般化していくなかで、銀貨が補助貨幣の地位へと引きずり降ろされ、事実上の金の単本位制へと移行していった、ちょうどその過渡期に位置していたのである。しかもそのなかで、いわば慣習的に成立してきた近世いろいろの貨幣システムである《鑄貨本位制度》が、ようやく制度的に価格標準の安定性を確保するようになるなかで、その鑄造要請の量的確保という点においては、むしろますます困難を強いられることになっていた。

イギリスの貨幣制度の近代化のプロセスにおいて一つの到達点をなす1774年の「金貨再鑄造令」は、たんに銀貨の補助貨幣化（金本位への移行）を実現したというだけでなく、鑄貨本位という近世いろいろの自生的な貨幣秩序が多かれ少なかれ免れえなかった価格標準の不安定性を払拭するものとして、きわめて画期的なものであった。まずギニー金貨の金属実質を法定標

51) 7年戦争後の1763年および1772-1773年、さらに1783年のイングランドおよびスコットランドにおけるイングランド銀行からの地金の流出と金融恐慌と、そしてそのなかでの地方発券銀行の乱立および倒産については、J. Clapham, "The Bank of England; A History" Vol. I, pp.157-163, pp.240-250, 1944. 英国金融史研究会訳『イングランド銀行』, ダイヤモンド社, 179-185頁, 273-285頁を参照した。スミスの融通手形にたいする批判的見解や、銀行券の発行にたいする公的規制（管理）を容認する姿勢は、クラップムも指摘するように、こうしたたび重なる18世紀中頃の金融恐慌の体験にもとづくものといつてよいだろう。

準に回復させ、そのうえで新たに《最軽量目規定》を設けることによって、鑄貨の削り取りによってしばしば生じた価格標準の事実上の変更（平価の地金価格水準への修正）が、はじめて制度的に阻止しうることになったのである⁵²⁾。その限りでは、もはやロック以来のたんなる《重鑄政策》とは基本的に異なるものであり、貨幣史上はじめて価格標準が鑄貨の実際の金属重量の変動から解放されたことになろう。これによって、スチュアート以来の懸案であった《鑄貨と貨幣の峻別》が、制度的にも実現されることになったからである。

この1774年の法令は、さしあたりまず、当時の最も一般的な支払い通貨であるシリング銀貨を補助貨幣化することで、ニュートンをはじめとする当時の通貨当局をもっとも悩ませた金銀の市場比価の変動による影響を回避するとともに、価格標準をそれに原因する銀貨の目減りから解放した。そのうえで、唯一の本位金貨となったギニーについては、《最軽量目規定》をつうじて定められた基準以下の軽量貨の流通を阻止し、それによって仮に地金価格（国際相場）が上昇傾向にあっても、その価格標準への影響を極力回避しようとしたのである。すなわち、海外で鑄造価格をはるかに超えて金の地金価格が上昇する傾向にある場合、たしかに国内での鑄貨の溶解は阻止しえないにしても、それまでのような鑄貨の削り取りによる事実上の価格標準の引き下げを阻止するかぎり、それにとともなう物価の名目的な上昇が生じないような制度的保証と歯止めを与えるものだった⁵³⁾。そ

れゆえこの改革は、いわば《商品としての金》の地金価格の変動から、《貨幣としての金》の固定された鑄造価格を制度的に分離することによって、国内での価格標準（物価）の安定と債権債務関係の安全性をはかろうというものといえよう。しかしその当然の結果として、地金価格が上昇するような場合には本位貨幣の不足を招くことになったから、これに対処すべく、銀行券をはじめとする信用通貨による代替をつうじて貨幣需要の充足を要請することになったのである。

すなわち、市場の拡大に対応するためにはそれに見合うだけの新たな本位金貨の鑄造要請が確保されなければならなかったが、最軽量目規定は、スミスの提起した鑄造手数料の賦課とともに、あらたな追加的な貨幣供給量の確保という点においては、むしろマイナスに作用するものであった。きわめて制限された限度までとはいえ、目減りしたギニーの流通をいわば公認する最軽量目規定はそれ自身が地金価格の上昇要因になるから、たしかに一方では《鑄貨》の所有者にたいしてはその溶解をある程度まで抑制することになるとはいえ、他方では、《地金》の所持者にたいしては、それだけ新たな鑄造要

量にできるだけ近い範囲に維持することにあり、それによって価格標準の安定とポンドの対外価値の維持をはかろうとするものだからである。その限りで、それはシリング銀貨の《補助貨幣化》の場合とは本質的に区別されなければならない。金本位制下で鑄貨が象徴化すれば金の地金本位制が確立したときであろう。因みに、厳密に法制的な意味にイギリスが金の地金本位制に移行したのは、自由鑄造が停止され、中央銀行券の金兌換に最低額に制限をもうけられた（1,699ポンドの銀行券を400オンスの純金の延べ棒に兌換をしてそれ以下の金額での兌換を認めなかった）、1925年から1931年までの期間ということになろう。しかし、何よりもこの1774年の法令によって、イギリス貨幣史上はじめて、価格標準が鑄貨の実際の貴金属重量の変動から一応解放されたことは、こうした方向への道を開いたものとして注目しなければならない。マルクス鑄貨論以来の、最軽量目規定にもとづく《鑄貨の象徴化》の論理の問題点については、山口重克教授の前掲書を参照。また三宅義夫教授はこれを、「貨幣の象徴化」と区別して、「貨幣の観念化」と位置づけ（『貨幣信用論研究』、145頁、未来社、1956）ているが、必ずしもその区分は明確ではない。

52) 1774年の法令による事実上の金本位制への移行に際して、いわゆる《最軽量目規定》が設けられ、金貨の重量がつねに法定重量に近い範囲内に維持されることが、イギリス貨幣史上初めて財政的にも裏付けられたのである。この改鑄を定めた法律によって、軽量貨を切断あるいは額面の抹消が認められただけでなく、軽量貨を所持する者はむしろそれを義務づけられたのであった。(Feavear-year, op. cit., pp.168-169. 前掲訳, 184-185頁。)

53) こうして最軽量目規定は、たしかに限られた範囲内で軽量化した鑄貨についてそのままその市場での流通を保証するものとはいえ、けっしてそれ自身は本来の意味での《鑄貨の象徴化》をもたらすものではない。というのは、この規定の目的は、何よりも金貨の重量をつねに法定重

請を抑制する要因になるからである⁵⁴⁾。そこで、例えば海外で豊富な金鉱が発見されて金の市場価格が下落するといった、偶然の外部的な要因によってでも鑄造要請が増大しないかぎりは、拡大する市場の持続的な通貨需要を安定して充足させるということが困難になるからである。そしてこのことが、この時期にイギリスで急激に発展しはじめた初期銀行業や「紙券信用」(paper credit)の背景にほかならなかった。

ところで、「一定程度に発達した商品流通」は、マルクスもいうように「信用制度の自然発生的基礎」をなし、必然的に信用にもとづく売買関係をともなうものである。自立した市場経済は、売り手と買い手とのあいだに債権—債務関係というあらたな貨幣的關係を形成し、《所有権》にたいする《債権》の相対的な独自性を生み出すことになった。そして、この信用に裏づけられた取引こそ、一種の等価物同士のパートナー取引ともいふべき貴金属貨幣による購買とは異なる、新たな売買関係を生ぜしめるものといつてよい。ここでは、信用売買において遊休資金の融通関係がもたらす当事者たち相互のメリット（資本の節約と販売の促進）についてはさておき、一定期間後の貨幣の支払いを指図する手形や一覧払いの銀行券の流通が、他方で貸借関係の広汎な社会的連鎖を形成するなかで、貨幣抜きの新たな売買関係を實現していくこと

54) 自由鑄造制のもとで金地金価格が上昇傾向にある場合には、通貨当局の採り得る対策としては、その自由な溶解や輸出を認め鑄貨の不足を招いてでも鑄造価格（価格標準）を維持しようとするか、それとも金地金の市場価格の水準に価格標準を変更してでも、鑄貨流通量を確保するかのいずれかしかなない。そこで、当然のことながら金属本位制度の基本原則ともいふべき前者の道を探らざるをえない以上、それに伴う通貨の不足にたいして何らかの対策を講じなければなるまい。ただスミスがいうように、「現在でも、金地金について同様の輸出許可と、金貨については同様の輸出禁止がおこなわれているが、それにもかかわらず、金の金地金価格はなお造幣価格以下に下落している」(A. Smith “Wealth of Nations”, p.61. 前掲訳, 177 頁) とすれば、当時は金地金にたいする需要がほぼ賄われ、国際的にその価格が安定していたといつてよい。しかしだからといって、それがそのまま信用による補完なしに通貨の必要量を確保しえたということにはならない。

が取り上げられなければならない。とりわけ信用関係が組織化され、手形の交換や帳簿上の信用における振替を媒介にして複数の債権債務関係が相殺されるまでになれば、そうした《貨幣請求権》を代表する手形や銀行券それ自身が、たんなる債務証書にとどまらずに、新たな支払い手段としての貨幣性を強めていくからである。

もともと内国の為替手形が使用されるようになったのは、外国為替手形の場合と同様に、鑄貨や貴金属の地金を送る費用と危険とを回避するための、いわば送金目的の手段としてであった。そしてそれは、当然のことながら、相互に取引のある地域間でそれぞれの債権と債務を互いに相殺する手段としても機能するようになったのである。ところが、これらの手形が例えば3カ月や6カ月というように、たんなる送金目的のために必要な期間以上に振り出されるようになったことから、それぞれの地域内でも購買手段（貨幣）として転々流通したり、また資金の余裕のある人に割り引かれるなどして、信用の手段としても用いられるようになって行ったのである⁵⁵⁾。

こうした手形の転々流通も、裏書人と被裏書人との間における複数の債権債務関係の社会的連鎖を伴いながら、諸商品の価格を形成してゆく限りでは、りっぱに貨幣として機能することになるのであって、その《貨幣性》も、しばしば誤解されて来たような、流通媒介物（流通手段）としての類似性にもとづく「擬制」などではなかった。すなわち、手形の流通性は、あくまでその背後の債権債務関係の形成によって、それゆえそれを可能にした債務者の《信用》によって支えられているのであるから、はたして支払い期日に名宛人によって債務を支払われて

55) 内国市場での商業信用の広範な展開をつうじて、18世紀初頭までに為替手形および約束手形の裏書譲渡が合法化され、17世紀末から18世紀初めにかけて、そうした商業信用の流動化機構としての割引市場が形成されて行った。これについては、W. T. C. King, “History of the London Discount Markert”, 1935, pp.3-4. (藤沢正也訳、『ロンドン割引市場史』, 有斐閣, 5-6頁), Feavearyear, *ibid.*, p.162. (前掲訳, 177-178頁) を参照。

信用の社会的連鎖が消滅するか否かは、商品の価格形成そのものには直接に関係しないからである。

かくして、産業革命初期のイギリスではすでに、一方では1774年の改革で価格標準を安定的に維持しながら、他方では手形の流通や次にみる地方銀行券の発行をつうじて、市場の拡大に対応する通貨供給の確保を、金地金生産高に制約されることなく、いつでも必要なだけ確保できる体制が整っていたのである。ただスミス時代には信用組織の未整備から、これらのうち銀行券については、あくまでギニー金貨に対する直接的な兌換可能性によってささえられていた。そこで、金の地金価格が高騰すれば兌換した鑄貨の溶解によって利鞘が得られたために、しばしば取り付けに見舞われることになったのである。そこで、イングランド銀行券も含めて、信用の逼迫期にギニー貨にたいして大幅なディスカウントを受けたり、また流通性を持たなくなって十分な貨幣機能を果たしえなくなったことから、次に見るように、イングランド銀行への《発券の集中》にもとづいたイングランド銀行券の《法貨》としての位置づけへの要請が生まれることになったのである。

[3] 初期銀行業の展開

こうして、1774年「金貨再鑄造令」における鑄貨制度の改革も、結局は手形や銀行券の流通を軸にした近代的信用制度によって補完されなければならない性格のものであった。すでに1717年の「ニュートンの通貨改革」における金に割高な比価の設定のために、銀の対外流出によって払底したシリング貨をはじめとする少額鑄貨をもとめて、賃金を支払わなければならない工業生産者たちは幾日も駆け廻らなければならない、悪名高い《現物支給》や《長期支払制》とともに、手形や私造鑄貨での支払いが横行する始末でさえあった。これはアシュトンが指摘するように、「政府自身の責任である貨幣制度の不備」に原因するものであり、「もし適切に組織された銀行制度があったなら、こうし

た混乱の多くは避けられた」ものだったといっ
てよい⁵⁶⁾。そこで地方では、産業革命の進行とともに、それまで送金業を営んでいた地方商人や代書人(Money Scrivener)とならんで、ポウルトン・ウオット商会やアークライト家、ウォーカー一家などの多くの工業資本家たちまでが、いわば彼ら自身のために銀行を開設することになった。その目的は、たしかに一方では、増加した資本の投資先をもとめるものではあったが、他方では、原料供給者への送金用の手形の確保とともに、賃金支払いのための地方的な流通手段の供給にあったといわれている。事実、これらの銀行は、何よりも少額の私造鑄貨や紙券の供給を特徴にしていたのである⁵⁷⁾。

すでにみたように商業手形は、もともと対外的な貨幣の現送を相互に相殺する手段として用いられていたものであり、14、15世紀頃からの外国貿易における為替手形の振り出しを起源とするものである。それが17世紀頃から、それぞれの国内で裏書譲渡される慣習が普及するとともに、もはや遠隔地間での送金コストの節

56) T. S. Ashton, "The Industrial Revolution 1760-1830", 1947, pp.99-101. 中川敬一郎訳、『産業革命』, 岩波書店, 107-109頁。またヤッフエは、銀行券発行業務の初期地方銀行にとっての重要性について、ロンドンとの違いをふまえて次のようにいう。「発券はロンドンではすでに成立していた預金業務のいっそうの発展としてあらわれ、そしてロンドンでは進展する信用集中の手段となったが、地方では銀行業務が開始された当初には、個人銀行が信用をその顧客にあたえる手段であった。」(E. Jaffe, *Das englische Bankwesen*, 1910, ss.152-153. 三輪悌三訳『イギリスの銀行制度』, 日本評論社, 163-165頁。)

57) 「このようにして小さな単位名称の鑄貨が払底していたことは、賃金を支払わねばならない工業生産者にとっては大問題であった。彼らの多くは、シリング貨を求めてあちらこちら幾日も駆け回った。あるものは過去の工業体制から《長期支払い制》long-payの習慣を持ち込むことによってやりくりをした。また19世紀の初期における少なくとも一人の木綿紡績業者は、賃金の支払いをたがいちがいにするによってその場を逃れていた。……それほど賢明でもなく、あるいはそれほど都合の良い立場にもない他の工業生産者は、現物支給(payment in truck)という手段をとった。そのほかまたジョン・ウィルキンソンや《アングルシー銅会社》などは、それぞれの私造鑄貨を鑄造し、それをその労働者たちに支払った。」(Ashton, op. cit., pp.101-102. 前掲訳, 109-110頁。)

約のためではなく、むしろ商品売買における信用の手段としても積極的に振り出されるようになっていった。それと同時に、約束手形や支払指図状（初期の小切手）もまた、本来の債権を回収する用途以外に広く信用供与の手段にも使用されて、通貨としての機能をもつようになったのである。そして、それを引き受けることによって資金の融通をはかった金匠をはじめとする初期の金融取り扱い商人たちは、しだいに銀行という専門的な金融機関へと脱皮していくことになった。これらの銀行家たちは、もはや特定の預金や個人名とは無関係な約束手形を、現金小切手 (running cash note) として自己の責任と計算において発行するようになり、これが近代的な銀行券へと発展して行ったことは周知のとおりであろう⁵⁸⁾。

こうしてイングランドでは、はやくから手形や小切手をはじめとするさまざまな信用貨幣の流通がみられたが、しかし18世紀の前半までは、そうした信用貨幣の使用はもっぱら商工業者たちの間だけの取引に限定され、しかも大きな取引額に限られていた。いまだ貸金の支払いや小売取引に使うような、近代的な少額の持参人払い銀行券はみられず、それゆえ、貨幣の供給システムにおける制度的な立ち遅れを補うものにはなっていなかったのである⁵⁹⁾。ところが1750年代からの「地方銀行の生成期」において、それらの発行する銀行券が、利付きで一覽後確定日払いの、額面が発行時に記入される預金受領書としてのキャッシュ・ノートと、一覽

払い無利子で額面がラウンド・ナンバーの銀行券とに分化し、そのうち後者は、その低額面化によって商取引から一般流通に入ってキャッシュとして受容されるようになっていったのである。そしてそれが、とりわけ地方においてはなほだしかったといわれる18世紀後半の「鑄貨の欠乏」を補うものとして広く受け入れられ、一般的に流通するようになっていった。

これらの地方銀行は、それぞれロンドンに取引銀行（代理店）をもち、顧客には為替手形 (draft) の提供や自己の約束手形 (promissory note) を振り出して貸し出し（通貨供給）を行い、そのために鑄貨での支払い準備をもっていなければならなかったが、それは通常は少額でよかった。というのは、手形をロンドンの代理店に送ることによってそれをいつでも手に入れることが可能だったからであり、またその代理店もまたイングランド銀行に手形を送ることで準備金を補充しえたからである⁶⁰⁾。こうした全国的な規模での金融組織の形成を背景に、地方銀行もしだいにロンドンの銀行と同じような《預金銀行》としての性格を強めていくことになっていくのである。その背後には、必ずしも銀行券の発行によらなくとも、商業信用の連鎖の形成をつうじて信用の通貨機能が一般的になり、また預金銀行業務における信用創造によっても通貨供給が十分可能になったことがある。事実、ランカシャー地方のリヴァプールやマンチェスターなどでは、18世紀中も地方銀行券の流通はほとんどみられず、手形の裏書譲渡や帳簿上の振替などによって十分にその機能を代替していた⁶¹⁾。

ただこの18世紀中には、特にイングランド

58) 例えばマサイアスは、信用の通貨機能について次のように述べている。「手形による送金業とは別に、地方銀行業者はその銀行券によって、地方の主要な流通手段を提供した。地方銀行のうちで、発券によって利益を得たものの数は極めて多い。すなわち彼らは、信用を拡大すると同時に通貨を創出したのであり、あるいはまた、通貨を創出することによって信用を拡大したのであった。」(P. Mathias, "The First Industrial Nation", 1969, 小松芳喬, 『最初の工業国家』, 日本評論社, 184頁)

59) Feavearyear, *ibid.*, pp.159-161. 前掲訳, 175-176頁を参照。また18世紀後半の一覽払地方銀行券の発行についての詳細な研究としては、楊枝教授の前掲書(231-241頁)が参照されなければならない。

60) Ashton, *op. cit.*, pp.103-104. 前掲訳, 112頁。

61) Ashton, *op. cit.*, pp.101-102. 前掲訳, 109-110。こうしてランカシャー地方で発券業務が一般化せずもっぱら手形流通に依存した理由としては、かつての融通手形の操作で公衆が受けた損害にたいする反省とともに、アシュトンは「大規模な企業規模と相対的に狭い地域への生産の集中」というランカシャーの産業構造上の特性を指摘している。(Ashton and Sayers, "English Monetary History", p.41.)

やウェールズでは、もっぱら発券が地方銀行の主たる業務であり、しかも全国レベルでの金融的連繋もいまだ緩やかなものにすぎなかったことから、金融危機にはきわめて弱いものにとどまっていた⁶²⁾。すなわち、準備金の減少からイングランド銀行による割引が制限されると、たちまち多数の地方銀行が支払い不能に陥るというありさまであった。これらの地方銀行は、往々にして短期信用と長期信用との区別を無視した信用拡張をおこなったこともあって、その焦げつきからしばしば倒産に見舞われることになったのである。そこで、こうした地方銀行による発券の乱用にたいして社会的な規制が叫ばれるようになり、まず1775年には1ポンド以下の発券が禁止され、さらに1777年には銀行券の最低額面が5ポンドに引き上げられたほどであった⁶³⁾。そのため、ただでさえ賃金や少額の支払いのための追加的な通貨の需要が生じた好況期に、こうして少額銀行券の流通が禁止されるようになったことから、地方銀行家はロンドン銀行から預金を引き出し、ロンドンの銀行家はイングランド銀行券を現金化する以外になく、鑄貨がイングランド銀行から大量に引き出されて、しばしば準備金の枯渇をもたらしたのである。

すでに1745年の恐慌後に、有力な商人団体がイングランド銀行券にたいする信頼を宣言し、それが現金として受け入れられるようになって換金のためにイングランド銀行に再流入するようになることがなくなると、イングランド銀行はそ

の準備金の限度いっぱいまでの発券（割引き）を行うことが可能になった。また、それが鑄貨とともに地方銀行券の支払い準備にも用いられるようにもなっていたから、すでに《発券の集中》の以前においてもイングランド銀行は、好むと好まざるとにかかわらず、事実上の《中央銀行》として公的責任をはたさなければならなくなっていたということになろう。しかも、イングランド銀行は手形割引率を5パーセントに維持しており、また優良手形でなければ割引に応じなかったことから、利子率の低い平時の割引はもっぱら他の銀行の業務になっていたので、おのずから地方銀行やロンドンの銀行にとっての《最後の拠り所》としての性格をしだいに強めて行ったのであった⁶⁴⁾。

かくして、18世紀におけるイギリスの商工業の飛躍的な拡大は、それに対応するだけの通貨の供給増加を要請するものであったにもかかわらず、いまだギニー金貨の一般的な流通を軸に支えられていた通貨体制のもとでは、景気が過熱した信用の逼迫期などに手形や銀行券にたいする信頼が失われると、金貨が引き出されて退蔵され、いわゆる金融恐慌を引き起こすことになった。これに対処するには、本位金貨をもっぱら対外的な支払いや資産としての保有のための要請にこたえる兌換準備に限定し、それにかわってイングランド銀行券を最終準備とするような金融システムを確立する必要がある。しかし当時は、いまだイングランド銀行券がロンドン以外には流通せず、地方に支店を設けなかったこともあって、ギニーにたいしてイングランド銀行券は地方銀行券や商業手形と対等の地位におかれたままであったから、そうした銀行間組織も信用の逼迫した時期には有効に作用しえなかったのである。

[4] イングランド銀行と銀行間組織

周知のようにイングランド銀行は、名誉革命後の国家財政の再建と、1689年からの英仏植

62) マサイアスは、「このような相異なる要素が結合して、全国的につながった金融組織」が形成されても、それはいまだ「ゆるやかな結合体であって、金融恐慌には弱く、戦時にはたやすく中断」するようなものであったことを指摘する。(Mathias, *ibid.* 前掲訳, 185頁) これについてアシュトン氏は、「イングランド銀行がどんどん自由に貸してくれる限り、すべてはうまく運んだ」が、「政府の過重な要求その他の理由」などで「イングランド銀行がその割引を制限」するやいなや、たちまち支払い連鎖の中断を引き起こしたが、その原因を銀行業者の《抵当と手形の混同》による過剰信用に求めた。(Ashton, *op. cit.* p. 104. 前掲訳, 112頁)

63) Clapham, *op. cit.*, p.162. 前掲訳, 185頁。

64) Mathias, *op. cit.* 前掲訳, 186頁。

民地戦争の戦費調達を直接の目的にして、1694年の「トン税条例」を根拠に創設されたものである。設立当初はもっぱら「政府の銀行」として、政府への貸し上げと国庫証券の取り扱いが業務の大半を占め、産業革命期にはいってようやく手形割引をはじめとする民間業務の比重が増大しはじめたにすぎない。とはいえイングランド銀行は、アムステルダム銀行をはじめとする大陸の預金銀行（振替銀行）とは異なって、はじめから本質的に発券銀行（Bank of Issue）としての性格を備えており、事実、8パーセントの利子で国王に貸し上げられた120万ポンドのうちの48万ポンドは、イングランド銀行の捺印のある手形（Sealed Bill）で支払われていた。このことは、その発足が銀貨のはなはだしい欠乏と金属貨幣制度の混乱によって急がれたことから明らかなように、長期資金の供給よりもむしろ、経済の膨張にたいする通貨供給の確保を急務の課題にしていた、当時のイギリスの通貨事情を反映したものといえよう⁶⁵⁾。

ところで、イングランド銀行券の最低額面は1793年までは10ポンドであり、またその流通はおもにロンドンを中心とする狭い地域に限られていたこともあって、貸金の支払いや個人的消費のための支払いに用いられるような一般的な通貨ではなかった。またイングランド銀行は、

18世紀の初めには、クラップムがいうようにいまだ「ロンドンの銀行」の一つにすぎず、それゆえ信用不安が生じた際には、預金の支払いおよび兌換のために、現金準備はしばしば取り付けに直面するという有り様であった⁶⁶⁾。こうしたなかで、産業革命の進行にともなう商業の拡大とともに、18世紀の中頃から、まずロンドンにおいては手形割引を主たる業務とする銀行業者を、また農業地方や工業地域においても、銀行券やキャッシュ・ノートなどのさまざまな信用貨幣を発行する多くの地方銀行を輩出し、そしてそれらがイングランド銀行を軸にしてしだいに組織されていくことになったのである。

18世紀当時、ロンドンの銀行家はロンドンおよびロンドンから半径30マイル以内での発券業務をイングランド銀行にゆだねていたが、イングランド銀行券が非利付きのためにロンドン以外ではあまり流通せず、またイングランド銀行が地方に支店をもうけなかったことから、商工業の拡大に伴う通貨供給は、もっぱらそのために設立されたといってもよい地方銀行が発行する銀行券や小切手に依存していた。また、銀行が銀行券を発行しなかったランカシャー地方などでは、通貨供給は当座預金の設定にもとづく信用創造をつうじても積極的に展開されたのであるが、それを可能にしたのは、個々の銀行の本店支店間の取引、および個別銀行間でのコルレス関係の形成、および手形交換所の設立による債権債務の社会的な規模での相殺関係の制度化にほかならなかった。とりわけ、この当座預金の設定による信用創造においては、銀行間での上位・下位の階層構造を形成し、そのもとで下位の銀行が上位銀行で当座勘定を設定することによって、支払い準備金の節約が最大限に可能になったことから、いわゆるピラミッド型信用組織が成立していったのである。19世紀初めの兌換再開後におけるイングランド銀行

65) 1689年に勃発した対仏戦争を背景に、ウィリアム3世のもとでの財政的危機を克服すべく1694年の条例(Tonnage Act)で設立されたイングランド銀行は、大陸のアムステルダム銀行やハンブルク銀行などの純粋な《預金銀行》とは異なり、「本質的に発券銀行」であった。その設立の由来によって創設当初から政府財政と結び付いた公的性格をもってはいたが、しかし他方で、「ねらいは、はじめからイングランド銀行が通常の銀行業務を行うべきであるという点、すなわち、預金を受け入れ、信用貨幣を創出すべきであるという点にあったことは疑いない」といってよかった。こうした銀行券の発行をつうずるイングランド銀行の信用供与は、金匠(Goldsmith)のもとで行われてきた金融業務を、いわば近代化したかたちで継承したものといえよう。こうしたイングランド銀行設立の商業的な背景については、A. Andreades, "History of the Bank of England, 1640 to 1903, 1931, pp.45-54. (町田義一郎訳『イングランド銀行史』, 日本評論社, 57-70頁), および Clapham, op. cit., pp.3-5. 前掲訳, 5-7頁を参照。

66) たとえば、1763年の恐慌にさいしてのイングランド銀行からの地金の流出と、パニック終了後の還流のプロセスについては、Clapham, op. cit., pp.239-242. 前掲訳, 273-276頁を参照。

への《発券の集中》も、結局は、18世紀末までに形成されていたこうした全国的規模での信用組織に支えられたものだった⁶⁷⁾。

また、これらの《国民的信用体系》ともいべき金融組織は、いわばロンドンの銀行を仲介として、農業地方の余剰資金を工業地方で有利に運用しようとするような、イギリス近代の信用機構（貨幣市場）の骨格を形成するものでもあった。すなわち、農民が農産物と引き換えに受け取った手形は、農業地方の銀行家にそれぞれの銀行券で買い取られたあと、代理店であるロンドンの銀行に送られて取り立ててもらい、その口座に預金として保有されたが、これらにもとづいてロンドンの銀行家は、ランカシャーをはじめとする工業地方の取引先銀行が振り出した2ヶ月程度の手形を引き受けた。これらの手形は、とりわけ地方銀行券が流通していなかったランカシャーやウエスト・ライディングでは、唯一の紙幣 (paper currency) であったとさえいわれている。そして、ロンドンの銀行家は、準備金としてイングランド銀行券を保有するか、あるいはイングランド銀行に口座を開かざるをえなかったことから、しだいにイングランド銀行のギニー貨のストックがすべての信用の最終準備としての性格をもつようになり、イングランド銀行をおのずと「銀行の銀行」としての地位におくようになっていった⁶⁸⁾。

67) 設立当初は、イングランド銀行の預金振替業務は、いまだ小規模で付随的なものにすぎなかった (Clapham, op. cit., pp.143-144. 前掲訳, 163頁)。産業革命期にいたってようやく、しだいに形成されつつあった全国的な金融のネットワークを背景に、それから一定の距離をおいて相対的な独自性を維持しながらも、イングランド銀行の中央銀行としての性格が確立していったということになる。(Feavearyear, op. cit., pp.166-167. 前掲訳, 182頁)

68) 「18世紀末期には、イングランド銀行はロンドンの銀行業者に対しても、貸付機関としての最後の頼みの綱の役割を果たしていた。……このようにイングランド銀行は、銀行組織のなかで唯一の大きな金準備保有銀行となり、かくして流動性危機……の矢面にたったのである。……/このような事態は、イングランド銀行の正式の政策に何ら変化がなくても、またその理事たちが中央銀行としての公的責任を受け入れたということのみずから認めなくても、起こったのである。」(Mathias, op. cit. 前掲訳, 186頁) またフェヴァーは、「製造工業の地方化と諸州の

ところで産業革命期には、いまだ経営基盤の脆弱な個人銀行家たちが、景気の過熱にともなう旺盛な資金需要にたいして、もっぱら銀行券の過剰発行 (over issue) をもって応えたことから、しばしば事業の破綻をきたして倒産したことはすでにみてきたとおりである。1783年および1793年、1797年の恐慌にさいして、これらはいずれも地方銀行の脆弱さと過剰な信用供与に原因するものであったとはいえ、イングランド銀行は必ずしもそれらに援助の手を差しのべたわけではなかった。むしろ逆に、割引率の引き上げと銀行券の発行量の縮小によって準備金の流出をおさえ、もっぱら自己防衛につとめるだけであった。これは、たしかに国内金融の要として他の諸銀行とは一定の距離をおかなければならないというイングランド銀行のおかれた特殊な立場にとっては当然の措置であったかもしれないが、しかし何よりもイングランド銀行券がいまだギニー金貨に匹敵するだけの信用力と流通性をもっていなかったことがその第一の理由にあげられなければなるまい⁶⁹⁾。

スミスの時代には、いまだイングランド銀行券の流通が地域的に限定されて、いまだギニー貨を補完する存在にすぎなかったことから、こうした信用の逼迫した時期における国内への鑄貨の流出にたいして、イングランド銀行の規制力は有効に作用せず、むしろ逆にそうした鑄貨の流出と退蔵を助長するだけであった。事実、1793年にはフランスとの戦争の勃発とそれ以前のブームの崩壊によって、イングランド銀行の正貨準備が激減したことをきっかけに、おびただしい地方銀行の破産がおきたのである。こ

貸手と借り手への分割がひじょうに早い時期に近代的銀行制度の骨格をつくりあげ、イングランド銀行を統制的地位に置いた」と指摘する。(Feavearyear, op. cit. pp. 166-167. 前掲訳, 182頁)

69) 「地方銀行のどこかで取り付けが生じた場合には、鑄貨が同様の方法でイングランド銀行から引き出された。というのは、イングランド銀行券は法貨ではなく、また実際地方の人にはあまり受け取られなかったため、彼らの要求を満たすために使用することができなかったからである。」(Feavearyear, op. cit., pp.176-177. 前掲訳, 192頁。)

ここに、ナポレオン戦争下の1797年の兌換停止、および1821年の兌換再開後の《発券の集中》をはじめ、イングランド銀行のいっそうの規制力の強化をもとめて、「ピール条例」にいたるさまざまな通貨改革の試みがなされていくことになった。そこで、後には金融の組織化を背景に、イングランド銀行がいわば《経験則》として、投機が危険な水準に達した場合には取引の縮小が始まるまでは徐々に信用を引き締め、ひとたび縮小が開始されるや否やその縮小を緩和するためにおもいきった信用の拡大が必要であるという、中央銀行としての行動原則を確立していくことになった⁷⁰⁾。その直接のモチーフは、あくまで自行の信用と経営の安全を維持するためであったとはいえ、社会的には、イングランド銀行に国民的信用体系の要にふさわしい統制的な機能を付与することにあつたといつてよい。

それゆえ、1797年からのイングランド銀行の兌換停止の時代（銀行制限時代）のあと本格化していったイングランド銀行への《発券の集中》のプロセスは、しだいに「最後の貸手」としての性格を強めていったイングランド銀行の、「銀行の銀行」（中央銀行）としての統制力（金融政策）への要請を背景としたものといえよう。すなわち、イングランド銀行券が、もはやその他の地方銀行券の最終準備にとどまらずに、むしろそれにとってかわることによって、資本主義の自律的蓄積機構に対応した信用貨幣の供給量とその流通性とに一層の安定性と弾力性を確保しようとしたのである⁷¹⁾。それによってイン

グランド銀行券にギニー金貨と同等の流通性を与えることになり、それまでのように兌換停止を引き起こしたイングランド銀行券にたいする不信や、その金にたいする《減価》の発生を阻止しえたからである。むろんこうした《発券の集中》は、ギニー金貨の流通そのものを排除するものではなかったが、それへの兌換をより少額の取引に必要な場合などに限定することになったから、ここに初めてイングランド銀行券をその制約から解放しうることになった。

このようにスミスが対象にしていたのは、イングランド銀行券がいまだ信用力の弱い地方銀行券や自由鑄造制下の金銀貨と相並んで流通しながら、しだいにそれらを統括していった時代であった。それは、のちの兌換停止下の「銀行制限時代」をへて、イングランド銀行へと発券が集中するなかで、そうした《銀行券の減価》をもたらずような不完全な紙券流通システムの難点がしだいに克服されていく過程の第一段階ということになるろう。それゆえスミスの《金紙代替論》は、たんなる信用貨幣の流通一般を論じたものなどではなく、こうした中央銀行を軸とする銀行間取引の組織化とそれへの《発券の集中》を背景に、あくまで金属流通の枠のなかで、しかも追加的貨幣需要をもはや貴金属鑄貨の鑄造要請だけに依存しなくても済むような、新たな信用通貨の供給システムを展望したものと いわなければなるまい。

IV アダム・スミスの貨幣・信用論

[1] 「不変の価値尺度」と貨幣

『国富論』第1編、第4章において、スミスは「貨幣の起源および使用」について論じ、まず貨幣を何よりもその素材の有用性にもとづいて受容される交換媒体と位置づけ、《商品貨幣》あるいは素材貨幣としての近代貨幣の性格規定

70) フェヴァーは、こうした中央銀行としての行動原則にのって「イングランド銀行が明確に貨幣市場のある種の統制を実施しようとした最初のケース」を1783年恐慌にもとめている (Feavearyear, op. cit., p.177. 前掲訳, 193頁)。割り引きの制限と緩和、それにとまなう金銀の流入の具体的経過については、Clapham, op. cit., pp. 253-257. 前掲訳, 289-293頁を参照。

71) ナポレオン戦争を契機に1797年から20数年におよんだ、イングランド銀行の兌換停止は、何よりも地方銀行券の信用力への不信にもとづいた国内流出に、すなわち信用の収縮期における「臆病な人々」のギニー金貨の引き出しによるものであった。そこで、2月26日の枢密院の勅令によってイングランド銀行の支払いが停止されたあと、ギニーのかわりにイングランド銀行券を使用させるため

に、あらたに5ポンド未満の小額面券を発行したり、またイングランド銀行券を《法貨》に定めるなどの手だてが講じられたのである。

から出発した。そのうえで、こうした交換の用具には、「耐久的」で「可分的」であるというその素材の特性から金銀や銅などの金属が使用されるようになったこと、しかもこうした金属を正確に衡量することの不便さから、それらの金属には純分および重量を確認する便宜として公的な刻印が押されるようになり、いわゆる鑄貨本位制度が導入されるようになった理由を明らかにしている⁷²⁾。そして第5章「諸商品の実質価格および名目価格について、すなわち、それらの労働価格および貨幣価格について」では、この鑄貨が価値の「名目的尺度」として機能する際に生ずる不都合について詳細に言及した。

スミスは、貨幣（鑄貨）が諸商品の価値を尺度する場合に生ずる困難について、「その第一は、同一名称の鑄貨に含まれる金・銀の量が、さまざまな時代に異なることから生じる変動であり、第二は、等量の金・銀の価値が、さまざまな時代に異なることから生じる変動である」と、二つの場合に区別して論じている⁷³⁾。これらは、スミスにおいて必ずしも明確ではないが、のちにリカードによって取り上げられた、《貨幣の価格》と《貨幣の価値》との区分にかかわる問題提起とあってよいものである。そのうちの前者は、価格標準の安定性（固定性）という貨幣制度のいわば根幹にかかわる問題であり、エリザベス1世以降の度重なる重鑄（改鑄）政策をつうじて軽量化した鑄貨も法定標準に回復させられるなかで、しだいに解決されるようになっていた。そこで問題は、もっぱら後者の《貨幣価値の変動》が及ぼす影響ということに

なろう。具体的にはおそらく、すでにみたローマ帝国没落後の「過去4世紀」における「銀の価値の変動」にそくしたイギリス貨幣（鑄貨）制度の混乱と改革の歴史を思い描いていたのであろうが、しかしそれらは価値尺度としての貴金属鑄貨の不適切さを示す事例というよりは、むしろ複本位制下の金銀比価の不安定性という、貨幣システムの制度的な問題とあってよいものであった⁷⁴⁾。

にもかかわらずスミスは、「金・銀は、あらゆる他の商品と同じようにその価値が変動」するがゆえに「他の諸商品の価値の正確な尺度には決してなりえない」と、商品の「実質価格」（実質尺度）と「名目価格」（名目尺度）とを区分したうえで、金・銀の価値は「たとえ世紀から世紀にかけて大きく変動する場合はあっても、年々の大きな変動はめったになく、半世紀または一世紀間をつうじて、ひきつづき同一またはほとんどまったく同一であることがしばしばある」ことから、それゆえ短期的には財の価値尺度として十分に機能を果しうるといふにとどまったのである。すなわち、「年々のばあいであれば、等量の銀はいっそう近似的に同一量の労働を支配するであろうから、銀は穀物よりもすぐれた尺度なのである」と結論づけるのであった⁷⁵⁾。こうして結局は、一般の商品に比して金銀の価値の変動が短期的には緩やかであったという経験的事実にそくして、金銀が「同一のときところでは完全に正確」な尺度であるといふのである。

そもそも、スミスがこのように「名目的価値尺度」としての貨幣とは区別して、それ自身の

72) Smith, "Wealth of Nations", pp.37-44. 前掲訳, ① 133-146 頁。スミスは『グラスゴウ大学講義』の段階では、貨幣を「何よりもまず価値尺度として、次に交易または交換の媒介物として」(Lectures on Jurisprudence; The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, vol.5, pp.499-500. 高島・水田訳『グラスゴウ大学講義』353-363 頁) 考察していたのにたいして、『国富論』になると貨幣は初めから交換の媒介物とされ、その際に価値尺度としての機能についてはふれられなくなったことは、『国富論』にいたって近代貨幣の素材性がさらに重視されたことを意味しよう。

73) Smith, "Wealth of Nations", p.51. 前掲訳, ① 158 頁。

74) ここでスミスが取り上げている貨幣価値の変動は、短期の物価水準の変化に伴うそれではなく、数十年にもわたるような極めて長期の問題として論じていることに注意しなければならない。すなわちそれは、例えば後の地金論争において焦点の一つになったような、短期の物価の安定について論じているわけではない。しかも具体的には、金銀の市場比価の歴史的变化が、長期にわたる土地の賃貸借契約に及ぼす影響などに限られた問題といえよう。

75) Smith, "Wealth of Nations", pp.53-55. 前掲訳, ① 162-165 頁。

価値を決して変動させない労働だけがすべての商品の価値を時と所のいかに問わずに評価し、また比較しうる「究極の、真実の価値尺度」であるとした、いわゆる《不変の価値尺度論》を展開したのは、何もそれ自身の「価値」を変える貨幣の価値尺度としての不適切さから要請されたものではなく、彼の貨幣理論の本質に直接かかわるものではなかった。すなわち、貨幣商品（価値尺度財）をもその中にふくむ、諸商品の相対価格の均衡体系としての、彼の《自然価格論》のなかではじめて意味をもつにすぎない抽象的な実体規定としてであった。これによって国民経済は、蓄積にともなう生産的労働の増大をつうじて自律的に成長しうる、一つの自己完結した経済システムとして位置づけられうるようになったからである。こうした《経済学の世界》のなかでは、マルクスも指摘しているように「貨幣材料の価値を与えられたものと前提」しなければならず、貨幣の購買力（貨幣価値）を規定する一般的な物価水準がいかに決定されるかについては不問に付されている⁷⁶⁾。だからこそ、ここから「労働価値論」にもとづく相対価格の体系に貨幣数量説がいわば接ぎ木されるという方法的要請が生まれ、価値と価格の二元論というリカード以降の古典派経済学の理論的特質が形成されていったのである。

スミス自身は、賢明にもこうした貨幣数量説を拒否しながら、しかし彼のいう《貨幣の流通必要量》を規定するはずの物価水準について、積極的に言及することはなかった。いずれにせよ、貨幣がたえずその「価値」を変えるにしても、だからといってスミスがいうように貨幣が

「近似的」にしか商品価値を尺度しえないというのでは、理論的にも正しくないであろう。その価値（購買力）を変化させようとさせまいと、貨幣はつねに正確に諸商品の相対価値を尺度しうるからである。そもそもスミスが、貨幣性を与えられた金や銀の独自性を無視して、一般の商品と同じように相対価値の変動を取り扱ったこと自体に問題があった⁷⁷⁾。この貨幣の《価値》の変動を、貨幣の《価格》すなわち価格標準の変動と区別するならば、それが意味するのは、第1に複本位制のもとで免れえなかった金銀比価の変動が及ぼす影響であろうし、第2に景気の動向に左右されるような一般物価の短期的変動にもとづく本来の意味での貨幣価値、すなわち貨幣の購買力の変動に限られるであろう。しかしこれらのうち、後者の物価の変動は、貨幣以外のすべての商品の相対価値の尺度の基準としては、何ら支障をきたすようなものではあるまい。むしろ価値尺度機能にとって問題になるのは、前者の金銀比価の変動の場合か、あるいは製造価格すなわち価格標準（貨幣の価格）の変更の場合に限られるであろう。そして、こうした鑄貨の目減りにともなう事実上の価格標準の変更も、金銀の公定比価からの市場比価の乖離にともなう影響も、いずれも1774年の「金貨再鑄造令」によって解決ずみの問題であった。

しかしスミスは他方で、この「貨幣価値の変動」について、価格標準の維持という制度的な要請を考慮にいれながら、金銀の地金の市場価

76) スミスが貨幣数量説を拒否し、諸商品の金、銀ではかった価格は「いかなる場合にも、ある特定の国で流通している特定の紙幣の性質や量に依存しているのではなく、たまたまある特定の時期に商業世界という大市場にこれらの金属を供給している鉱山が豊かであるか乏しいかということに依存している」(Smith, "Wealth of Nations", pp.328-329. 前掲訳, ① 334-335頁)というとき、それに貨幣数量説を付加することでいわば前提を措定し、自然価格論を均衡論として自己完結させてしまったリカードとは異なって、物価の短期的変動の論理が入りうる余地を残しているともいえよう。

77) この点についてマルクスは、「かれは、貨幣をただの商品として扱うというようにぜんぜんまちがったことをすることで、流通する鑄貨の量についての問題をだまってきたづけている」(Karl Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, s.176. 武田・大内・遠藤・加藤訳, 『経済学批判』, 岩波文庫, 222頁。)として、「通貨 currency」と「貨幣 money」の区別を要請した。ただマルクスもリカードと同様に、物価の長期的な安定化の機構を次のように想定したところにやはり問題を残している。「金がその交換価値以上に、つまりそれにふくまれている労働時間によって規定される価値以上に騰貴すれば、金の生産の増加が促されるであろう、そしてついには、供給の増加が、金をふたたびその正しい価値の大きさまで下落させるであろう。」(Marx, a. a. O.)

格の鑄造価格からの乖離という18世紀中葉の現実的な問題にそくして積極的に論じていた。まずイングランドにおける1774年の金貨の改鑄について、それ以前には鑄造価格を多少ともうまわっていた標準金地金の市場価格を鑄造価格以下におさえるべく有効に作用していると、肯定的に受けとめたのである⁷⁸⁾。こうした重鑄政策は、不完全重量の金貨の流通の一般化による価格標準の形骸化、すなわち事実上の平価の引き下げにたいする事後的な対応策として妥当なものであったからである。つぎに、ニュートンの改革以来の金銀複本位制についても言及し、歴史上ヨーロッパ諸国民は複数の金属を貨幣に鑄造してきたが、「本来」は「法貨になりえたのは、とくに価値の標準または尺度と考えられた金属からつくられた鑄貨だけであった」とし、また「鑄貨のさまざまな金属のそれぞれの価値のあいだに、あるひとつの規制された割合が存続するあいだは、実際には、もっとも貴重な金属の価値が全鑄貨の価値を規定する」と、事実上、金の単本位制への移行の必要を示唆している。これは、複数の金属の市場比価が「ある一つの規制された割合」から乖離するようになると、相対的に低い評価しかあたえられていない鑄貨は、結局は溶解されたり削りとられたりして、標準重量からいかに磨損し毀損することになっていったかという、過去の多くの事例をふまえた適切な指摘であった⁷⁹⁾。

しかもスミスは、銀貨のみならず本位貨幣としてのギニー金貨についても、それに造幣手数料を課して軽量化することが、何よりも「溶解を防止し、輸出を阻止する」ための適切な措置であると、これを積極的に要請した⁸⁰⁾。しかし

こうした軽量化も、すでにみたようにその溶解をある程度までは阻止することにはなっても、他方でかえって新規の鑄造要請を抑制することにもなることから、こうした純粹に金属鑄貨の流通だけに依存するシステムでは、一方において価格標準の安定をはかりながら他方で拡大する通貨需要に対応するにはおのずから限界があり、ここに紙券信用による貨幣の節約が論じられたのであった。だからこそ、積極的なスミス貨幣論が展開されたのは、貨幣を消極的にしか取り扱えなかった前述の自然価格(市場)論とは次元を異にする『国富論』第2編の資本蓄積論においてであり、しかも金紙代替論としての信用論をはじめからその中に含むものとして論じられたのではなかろうか。

[2] 流通必要貨幣量と金紙の代替

スミスは確かに「社会の富が貨幣に存するという観念」を支持したマンやロックの貿易理論について批判をしたが、ヒュームのように貨幣をもっぱら流通用具あるいは計算貨幣とみなして、『貨幣=富』観を単純に否定したという訳ではない。スミスは、近代貨幣が何よりも金銀の一定重量としての金属実質に裏づけられたものであるという、現実のイングランド鑄貨の否定しがたい事実から出発したからである。しかも、数量説論者がスタティックな均衡理論の枠組のなかで、『正金配分の自動調節論』にもとづいて貿易差額説を批判したのとは異なり、スミスは積極的な資本蓄積論にそくして、絶えず増大しつづける商品価値の関数として貨幣の《流通必要量》の確保の問題に言及したのであ

78) 「金貨の改鑄以来、標準金地金の市場価格が1オンスにつき3ポンド17シリング7ペンスをこえることはまれになった。金貨の改鑄以前には、市場価格はつねに多少とも造幣価格をうまわっていた。この改鑄以来、市場価格は一貫して造幣価格をしまわっている。」(Smith, "Wealth of Nations", p.59.前掲訳, ①175頁。)

79) Smith, "Wealth of Nations", pp.58-59.前掲訳, ①173頁。

80) Smith, "Wealth of Nations", p.62.前掲訳, ①181頁。ま

た別の箇所でも次のように指摘している。「イングランドで造幣手数料が羽石されたのはおそらくイングランド銀行のためであろうが」、「たとえば、もしちかごろの金貨改鑄以前に、鑄造にたいして5分の造幣手数料があったならば、金貨を溶解すれば3分の損がたったであろう。……それゆえ、貨幣が重量ではなく個数で受け取られる所ならどこでも、造幣手数料というものは、鑄貨の溶解にたいするもっとも有効な予防剤であり、同一の理由から、その輸出にたいしてもまたそうである。」(ibid. p.552.前掲訳, ③251頁。)

った⁸¹⁾。

そのなかでスミスは、外部的な貨幣供給に依存する国民経済を構想していたスチュアートとも異なり、国民経済循環の内部における貨幣供給の確保について考察したのである。そして、一方で、近代の商品貨幣が社会的富（総資財）の一部をなすものだからこそ、その生産的消費からの控除によって賄われなければならないことの非生産性について批判し、金紙の代替による貨幣費用の節約を論じたのであった。また他方では、鑄貨の輸出や溶解を禁止してきたそれまでの諸規制についても批判したのであるが、それは国内の必要を超える剰余の金銀を積極的に海外へ輸出することが国民の消費生活の向上にとっていかに有益であるかを示すものであり、また逆に正金が不足した場合にも、地金価格の鑄造価格以上への乖離によって鑄貨の削り取りとそれによる価格標準の動揺が生ずるのを避けるために必要な措置だったからであろう⁸²⁾。

スミスは『国富論』第2編第2章において、まず「流通の大車輪であり商業の偉大な用具」である貨幣を、「社会の総資財の特殊部門」をなす「国民資本」と位置づけ、それによって流通させられる財貨とは基本的に異なり、社会の資本の一部ではあるがけっして社会の収入の一部をなすものではない、と両者を区別することから出発した。すなわち、貨幣をさしあたり「流動資本」のうちに分類されるものとしたが、

81) スミスが貿易差額説にたいする有力な批判理論である《正金配分の自動調節論》について、それが長期的には一国の貨幣量がそれぞれの国の労働と商品の水準に順応し、それに規制されるものであることを含意する理論であるにもかかわらず、拒否した理由について田中敏弘教授は、「資本蓄積論に基づく重商主義批判を一貫させるために、そしてまた、正金の自動調節論とかれの経済成長論との矛盾をさけるために、スミスは、ヴァイナーやテイラーによってヒューム以前への逆戻りと評される欠点を残している、といわねばならないであろう。」(田中敏弘、『イギリス経済思想史研究』、御茶の水書房、1984、156頁)。しかし何よりも、経済成長を制約するような対外的要因をその理論の枠組みから排除することが要請されていたからではあるまいか。ここに国内的な通貨供給システムとしてのスミス信用論の意義があったといえよう。

82) Smith, "Wealth of Nations", pp.511-512. 前掲訳, ③ 166頁。

しかしそれを維持するために必要な経費が社会の「純収入」からの控除によって賄われなければならないかぎりでは、「固定資本」と同じような特性をもつというのである。それゆえ貨幣は、それが金属貨幣（鑄貨）であるかぎり「きわめて費用のかかる商業用具」であり、もしそれが手形や銀行券などの紙券によって代替されるならば、社会的労働の一部が節約されて生産的に利用されうることになるから、「全流通資本が供給することのできる原料、道具、および生活資料の量は、それらのものを購買するのに使用されていた金銀の価値総額だけ増加されるであろう」というのであった⁸³⁾。そして、この銀行信用にそくした金紙代替論をうけて、第4章「利子つきで貸付けられる資本について」では本来の信用理論（貸付資本論）を展開することになった。

こうしてアダム・スミスの貨幣・信用論の核心は、近代の市場社会が負担しなければならなかった「国民資本」としての貨幣の維持費の節約にあり、「金銀貨のかわりに紙幣を代用するのは、商業のきわめて高価な用具を、はるかに経費がかからず、しかも同等に便利な用具に置き換えることである」と、ここに銀行券をはじめとした「紙幣」による金属貨幣の代替が要請された⁸⁴⁾。たしかに、近代社会における絶えざる再生産の拡大を想定すれば、それに見合うだけの貨幣量の供給はスミスのいうように、その分だけ「あらゆる国において、人民に食、衣、住を与え、彼らを扶養したり雇用したりするその富を必然的に減少させるに違いない」。この場合スミスは、金銀貨の存在それ自身が必ずしも社会的コストだといっているわけではない。ただ非産金国イギリスの場合には、金銀が外国からの輸入によって賄われなければならない、奢侈財としての貴金属の輸入はその分だけ生活必需品の消費を削減することになるから、生産的労働の雇用を抑制するという意味でマイナスに

83) Smith, "Wealth of Nations", p.296. 前掲訳, ② 269頁。

84) Smith, "Wealth of Nations", p.292. 前掲訳, ② 262頁。

作用するといっているにすぎないからである。

むしろ金銀は、もともと直接の消費対象にならない奢侈財として広く社会に蓄財されていたがゆえに貨幣性を与えられたともいえよう。ただ《自由鑄造制》のもとで、価格標準を厳格に地金価格にリンクさせるためには、その鑄造手数料 (seigniorage) についてはこれを鑄造要請者ではなく、社会的に負担しなければならないとされて来た⁸⁵⁾。これにたいしてスミスは、そうした貨幣費用の節約の方策として、第1に鑄造手数料制度の導入による政府財政の負担軽減を、第2に紙券発行による流通必要貨幣量そのものの削減をつづる貨幣費用の節約を提起したのである。しかしこの鑄造手数料の賦課にしても、銀行券流通による貨幣費用の節約にしても、直接にはこれらのコストの節約としてよりは、自由鑄造にもとづく鑄貨本位制のもとで地金価格の変動にもかかわらず価格標準を安定的に維持しながら貨幣の流通必要量を確保するための手段として機能したのであり、金紙代替を説くスミスの終局的な意図も恐らくはそこにあったのではないかと推測できる。

スミスはまず、「あらゆる国における鑄貨の量はそれによって流通されるべき諸商品の価値によって規制される」と、あくまで商品価値の関数として貨幣の《流通必要量》を設定することによって、ヒュームらの貨幣数量説とは対極的な立場にたった。ここでスミスが商品価値によって規定される《流通必要量》という場合、抽象的にはペティ以来の貨幣と商品との等労働量関係から出発するだけで、ヒュームおよびリカードのような、貨幣数量説に依存した物価と正金移動の国際的調整メカニズムを想定しているわけではない。ただ、「金銀の量がこの需要を超過する場合には、その輸出を防止すること

は不可能であるし、またもしその供給が有効需要におよばぬ場合、その輸入を防止することは同様に不可能であろう」というにとどまり、それがいかにしておこなわれるかについては、リカードも批判したように、スミスは何も明らかにしていないのである⁸⁶⁾。

「ある国へ輸入された金銀の量が有効需要を超過する場合、どれほど政府が警戒したところで、その輸出を防止できるものではない」といっても、この地金を造幣局に持ち込む限りいつでも鑄造価格が保証されており、必ずしもその過剰部分がすべて海外に流出してしまうであろうというわけではない。同じように逆の場合、すなわち「これに反して、もしある特定国におけるそれらの量が有効需要におよぼすそれらの価格を近隣諸国のそれ以上に引き上げるほどのものであるならば、その国の政府としては、それらを輸入するために骨をおる必要は少しもなかろう」といえるだろうか問題となる⁸⁷⁾。金銀の地金の不足が生じた場合、その国の地金価格を公定の鑄造価格以上に引き上げる傾向があれば、すでに流通している鑄貨の溶解を促進することになるだろうが、だからといって市場における鑄貨の不足が、必ずしも《正金配分の自動調節論》が想定するように、そのまま海外からの金銀の流入を促進するという保証はないからである。それゆえ金属鑄貨本位制というのは、こうした本位貴金属のストックの不断の過不足のなかで安定的に固定平価を維持していかなければならなかったのであり、実はそれを可能にしたのはすでにみたように産業革命期に確立して

85) イングランドで鑄造手数料が賦課されて来なかったのは、スミスのいうように「相当巨額の地金を造幣局へ送る唯一の会社」であったイングランド銀行の個別利害を考慮してというよりは (Smith, "Wealth of Nations", pp.554-555. 前掲訳, ③ 256 頁), 何よりもポンド価値の対外的な保証を第一にしてきた、それまでの重鑄論の影響というべきではなかろうか。

86) ホランダーもいうように、「スミスは、正貨の流出を——それが直接に行われるにせよ金準備の減少を通ずるにせよ、ヒューム型の価格水準の変化に基づく正貨流出メカニズムには関係なく記述している」(S. Hollander, "Classical Economics", 1987, p.282. 千賀・服部・渡会訳, 『古典派経済学』, 多賀出版, 353 頁) のであるが、これを積極的に評価するとすれば、そうしたメカニズムによってあえてどれだけの貴金属が海外からの生産的資財の購入にむけられるかを規定しないことで、将来の不確実性にたいする準備としての貴金属保有の可能性をも否定しないことになりうるであろう。

87) Smith, "Wealth of Nations", p.436. 前掲訳, ③ 20-21 頁。

いった信用貨幣の内部的な供給システムにはかならなかったのである。

こうしてスミスは、第1編、第11章の補論における過去数世紀にわたるイングランドでの金銀の価値の変動や鑄貨制度の混乱にともなう価格標準の動揺の歴史をふまえたうえで、近世における《貨幣の商品化》の自然発生的な形式として継承されて来た貴金属鑄貨制度（銀貨および金貨本位制）の制約を克服する新たなシステムとして紙券信用を論じたのである。もはや近世いろいろの純粹の鑄貨本位制が、絶えず拡大しつづける近代の文明社会にとっては克服しがたい制約になっていたことをふまえて、あらたな信用をつうずる通貨供給の確保を、金紙の代替による社会的費用の節約の問題として提起することになったのである。スミスは積極的に、一方ではすでにみた鑄造手数料制の導入（鑄貨の名目化）によってその溶解や対外流出をある程度まで抑制する方策を示しながら、他方では次にみるようにイングランド銀行を媒介にした銀行券発行の公的管理を主張することになったのであった。ただ、これまで多くの指摘がなされてきたように、こうしたスミスの《金紙代替論》では、貨幣費用の社会的節約という通貨制度上の問題と、個々の資本のもつ遊休資金の銀行を媒介にした相互的な融通関係という、本来はそれぞれ質的に全く異なるものとして区別されなければならない内容が、ともに非生産的な資本の生産的活用の問題として同一に論じたことに災いされて、いくつかの問題点を残すことになった⁸⁸⁾。

88) こうしたスミス信用論の二面性について玉野井芳郎教授は、「多かれ少なかれ商品経済的面から抽象した社会的空費としての貨幣の節約という視角こそ、スミスの信用理論を規制し制約するものであった」とし、そのため「一般的に金属貨幣に代位しうるものとしての銀行券の流通が主題をなして、そのもとで銀行信用がとりあげられているにすぎず、したがってその基礎をなす商業信用が明らかにされていない」（玉野井『経済理論史』、東京大学出版会、1977、53頁）と批判されている。こうした評価は、周知のようにH.ソートンいろいろのものであるが、次のようなスミスの商業信用における貨幣の節約につい

[3] 信用と銀行券流通

スチュアートの有効需要論は、たんなる幼年期の段階にある産業の後進国の経済的不安定性や、市場経済の不確実性に対する対応策として一般的に述べたものにとどまらず、世界市場と一体化するなかでもっぱら金属貨幣流通に依存してきた近世いろいろの鑄貨制度の制約をふまえたものであった。すなわち、資本の蓄積がともすれば本位貴金属の存在量といったいわば外生的な要因に左右されざるをえない、素材価値にもとづいて流通する貴金属鑄貨に依存していた前期的市場の特質と限界について述べたものであった。こうした18世紀までの鑄貨制度の混乱の歴史をつぶさにみてきたにもかかわらず、スミスはヒュームと同じように、「通商の自由」さえ保証されておれば市場が必要とする貨幣量はおのずから確保されうるというのであるが、それがいかにして可能かについては必ずしも明らかにすることはなかった。しかし、アダム・スミスの貨幣信用論が、すでにみたように、もっぱら《金紙代替論》として展開された所以も実はここにあったのであり、一方では対外的に自国通貨の固定平価を維持しながら、しかも他方では、自律的な資本の蓄積過程にたいして必要なだけの通貨供給量をいわば内部的に確保しうるような、あらたな貨幣制度の在り方を模索したものといえよう。

こうしてわれわれは、18世紀末から19世紀の初めにかけての金属流通から紙券流通への移行というイギリス通貨制度の近代化のプロセスをふまえるとき、ちょうどその過渡期に位置するスミス貨幣信用論の《金紙代替論》としての意義を無視することはできない。すなわち、ス

ての言及を無視することはできない。「信用で売買し、さまざまな商人が、1カ月に1回か1カ年に1回、たがいにかれらの信用を決済すれば、よりわずかの不便でそれに代位することになるであろう。よく整備された紙幣でそれに代位させるならば、なんの不便もないばかりか、場合によっては若干の利益さえともなうであろう。」(Smith, "Wealth of Nations", p.437. 前掲訳, ③23頁) スミスにとっては信用の社会的な貨幣機能が問題であり、信用形成の個別的な契機は問題ではなかったのである。

ミスは次のようにいう。「ある国のなかで流通し、その国の土地と労働の生産物が年々流通させられて本来の消費者たちのもとに分配されるのを媒介する金・銀貨は、商人の現金と同じように、すべて死んだ資財である。それは、この国の資本中のきわめて貴重な部分ではあるが、国にとってはなにもものも生産しない。銀行業の賢明な操作はこうした金・銀貨の大部分を紙券でおきかえることによって、この国がこのような死んだ資財の大部分を活動的で生産的な資財へと、つまりこの国にとってなにものかを生産する資財へと、転換させることを可能にするのである。ある国に流通している金・銀貨は、公道にたとえてみるのがいちばん適切かもしれない。公道は、国の牧草や穀物のすべてを流通させて市場に運搬するけれど、それ自身は、このどちらのひとかたまりも生産しはしない⁸⁹⁾。」

しかし他方で、スミスは信用を遊休資金の社会的な融通関係にそくして、次のようにもとらえている。「銀行業の最も賢明な操作によって一国の産業は増進するものであるが、それは、国の資本が増加するからではなくて、銀行のこうした操作がない場合よりも、その資本のいっそう大きな部分が活動的で生産的なものになるからである。商人がときどきの請求に応じるために遊休させたまま現金で保有しなければならない資本部分は、それだけの額の死んだ資本 (dead stock) であって、このままの状態にあるかぎり、それは商人にとっても、その国にとっても、なにもものも生まない。銀行業の賢明な操作は、商人がこのような死んだ資本を活動的で生産的な資本、すなわち、加工される材料、作業のための道具、作業の目的である食料品その他の生活資料へと、つまり彼自身にとっても、彼の国にとっても、なにもものかを生産する資本へと、転換させることを可能にするのである⁹⁰⁾。」

こうした視点からスミスは、当時のスコットランドの諸銀行においておこなわれていた、一種の対人信用ともいべきキャッシュ・アカウントについても言及し、それも手形割引と同じように、購買と支払いのために遊休させておかなければならない準備金を相対的に節約することによって、それを利用しない「ロンドンの商人よりもいっそう多くの利潤をあげることができるし、またそのような財貨を市場に供給するいっそう多数の働き手に、恒常的な雇用の機会を与えることもできる」と指摘している。こうした手形割引やキャッシュ・アカウントは、たしかに個々の企業にとって、さもなくば必要とされるであろう支払準備金を節約することになるから、所与の資本額に対する利潤率を引き上げることになるといってよい⁹¹⁾。

これまでは、こうしたスミス信用論の相異なる二つの内容のうちの、前者の《金紙代替論》については、ソーントンにも継承されていった通俗的な貨幣理論の一面として、どちらかといえば否定的に扱われてきた。これに対して、もっぱら後者のみが、トウクやフラートンらの銀行学派にもつうづる、近代的信用理論の一面として高く評価されてきたといえる。しかし逆に、信用を個別資本相互の資金の融通関係の一面だけでとらえるとき、資本の蓄積機構に対する弾力的な通貨供給システムとしての近代的信用制度の果した積極的な意義を見失うことになるのではなかろうか。ここに、19世紀の中葉においてもいまだ中央銀行への《発券の集中》とそれによる銀行券の公的管理の意義を十分には理解しえず、あくまで金貨流通だけを基本にした前期的ともいえる貨幣システムを構想するような、いわゆる地金主義 (通貨学派) の人々を生み出すことになった理論的な背景があったからである。

たしかに信用論の展開として見るとき、従来から多くの批判がなされてきたように、スミス

89) Adam Smith, "The Wealth of Nations", pp.320-321. 前掲訳, ② 318-319 頁。

90) Adam Smith, "The Wealth of Nations", p.320. 前掲訳, ② 318 頁。

91) Adam Smith, "the Wealth of Nations", p.300. 前掲訳, ② 277 頁。

のそれは資金の相互融通関係にそくした商業信用についてはほとんどふれることなく、はじめから銀行信用のうちでもとりわけ発券にそくした展開に終始し、帳簿上の信用についての考察を欠くなど、その不十分さが指摘されるかもしれない⁹²⁾。しかしそれは、商人や企業家たちによる商業手形の振出とその引き受け、さらにはその裏書譲渡が、資金の相互的な融通関係を実現するという信用制度そのものの分析について、スミスが必ずしも直接の関心をもたなかったからにすぎない。その限りでは、後にみるように銀行信用の基礎に商業信用があることを指摘し、銀行券流通の基礎に手形流通をみたソーントンにおいても同様であり、当時の人々にとって紙券信用はもっぱらこうした貨幣費用の節約という視点から論じられていたからである。

スミスにおいては、商業手形の広汎な振り出しと一般的な流通とを前提に、銀行に集められた遊休資金を手形の割引をつうじて社会的に融通しあうような、確立した金融機構がはじめから想定されていたのであろう。むしろそのうえで、手形割引が銀行の約束手形である銀行券の発行をもって行われる事の積極的な意義について言及し、いわゆる《信用創造》による流通必要貨幣量の節約として論じたのであった。「たいていの銀行や銀行業者がその約束手形を発行するのは、主として為替手形を割り引くことによってである。いいかえると、為替手形が満期になるまえに、手形にたいして貨幣を前払いする方法によるのである。」しかもこの場合、「銀行家が商人の手形を割り引いて前貸しをする場合、それを金・銀貨でしないで自分の約束手形

ですれば、かれは、その経験上ふつう流通しているとみとめる自分の約束手形の全価値だけ、それだけ多く割り引くことができるという利益をもっている」というのであった⁹³⁾。すなわち、銀行券の発行と流通は、たとえばスミスの例で、10万ポンドについて金・銀貨で2万ポンドもあれば随時の支払い要求に応えうることから、社会的には8万ポンドの貴金属の節約になるとともに、個々の銀行にとってもそれだけ利潤の増大になるというのである。

たしかに、信用による資金の社会的融通といい、また金紙代替による貨幣費用の節約といい、いずれも所与の資本量をより生産的に活用するという関係にそくして分析されている限りでは、スミスは同一の視点にたつて論じていた。ただ後者の場合には、素材的により有用な財貨の生産に寄与する資本の相対的な割合を増すことによって、国民一人当たりが消費する便益品を増加しうることになるであろうというのにたいして、前者の場合には、所与の社会的総資本量が生み出す財貨の量を増大させることによって、同時に資本の一般的な利潤率をも増大させることが含意されており、等しく資本の生産的な活用の効果といっても内容に違いがあることはいうまでもない。いずれにせよ、こうした資本の生産的な活用の論理は、いかにして国民一人当たりが消費し享受しうる生活必需品を最大にしうるかという、『国富論』の初めから全体つうじて一貫しているスミスのモチーフにそくしたものとってよい⁹⁴⁾。

こうしてスミスの貨幣信用論は、たんなる流通費用としての貨幣費用の節約の論理にとどまらなかった。しかもこの信用創造をともなう銀行券や手形の発行と流通は、スミスにおいて、たんなる企業間信用における遊休資金の融通の媒介とは異なり、銀行や商人たち自身による積極的な通貨供給のシステムとして論じられたの

92) 「一国の、とくにこの国の商取引の状況を今のままとし、もしあらゆる種類の銀行券が何らかの方法で絶滅されたとすれば、その取引はことごとくギニー貨によっていとなまれるだろうというのであるが、しかし、もしも銀行券が全部廃止されるようなことがあれば、それに代わって流通するかなりの部分は為替手形となるであろう。」(H. Thornton, "An Inquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great-Britain", 1802, p.95. 渡邊・杉本訳『紙券信用論』, 実業の日本社, 76頁) こうしてソーントンは、手形流通における貨幣の節約についても積極的に言及している。

93) Adam Smith, "Wealth of Nations", pp.298-299. 前掲訳, ② 273-274頁。

94) Adam Smith, "Wealth of Nations", p.10. 前掲訳, ① 89-90頁。

であった。しかも、こうした銀行券の発行において、「それが代位する金・銀貨の価値、いいかえれば（商取引は同一と仮定して）かりに紙幣が全然ないばあいそこに流通するであろう金・銀貨の価値をけってこえることができない」という。すなわち、流通必要量をこえて過剰に発行された銀行券は、イングランド銀行を頂点とする銀行間組織をつうじて適切に管理されている限りにおいては、預金あるいは兌換請求としていずれは銀行に還流するであろうと指摘し、ヒュームの貨幣数量説の地平をこえることができたのであった。

[4] 銀行券の過剰発行の可能性

18世紀中すでにイギリスは、1763年、1772年、1783年および1793年とほぼ10年の周期で経済恐慌を経験しており、それらがいずれも銀行券の取り付けとそれによる銀行の破産に端を発したものであったことから、紙券信用による投機資金の供給（信用インフレ）を厳しく戒めたヒュームとは異なり、金紙代替による信用通貨の供給を積極的に展開したスミスは、こうした問題に答えなければならなかった。こうした批判に反論すべくスミスは、金属通貨が一般的に流通している経済のもとにおいては、兌換銀行券と正貨の総額は、「取引の必要」を満たすに足る額を長期間にわたって超えることはできないとして、ここに《剰余正金の自動輸出メカニズム》を提起したのである。すなわち、銀行券の過剰発行はそれだけの正貨の対外流出を招くだけで貨幣供給量の増加は生じえないと、信用インフレの可能性を否定して次のようにいう。

「ある国でたやすく流通しうるあらゆる種類の紙幣の総額は、それが代位する金・銀の価値、いいかえれば、（商取引は同一と仮定して）かりに紙幣が全然ないばあいそこに流通するであろう金・銀の価値をけってこえることができない。……かりに、流通紙幣がある時期にこの額をこえたとすれば、この超過分は海外へ送ることもこの国の流通界で使用することもでき

ないから、金・銀と兌換されるためにただちにこの銀行に還流せざるをえない⁹⁵⁾。」

「紙幣の増加は、全通貨の量を増加させることによって、またその結果、全通貨の価値を減少させることによって、必然的に諸商品の貨幣価格を高めるといわれている。しかしながら、通貨からとりのけられる金・銀の量とそれにつけ加えられる紙幣の量とがつねに等しいのであるから、紙幣が必ずしも全通貨の量を増加するとはかぎらない⁹⁶⁾。」

後に詳しくみるように、1797年のイングランド銀行の兌換停止とその後のポンドの価値の低下、紙幣の減価をめぐる地金論争は、理論的には、こうした銀行券の過剰発行によるインフレーションの可能性をめぐるスミスとヒュームの対立にその源流をもつのであった。すなわち、それらは結局は、スミスによって提起された《流通必要量の原則》、《真正手形原則》および《還流の法則》の現実的な妥当性をめぐる論争とあってよいからである。スミスは、こうした金融恐慌を信用経済にとって不可避なものとしてではなく、個々の銀行家の放漫な経営における過大な信用供与といった、あくまで個別的な事情に求めざるをえなかったのである⁹⁷⁾。

すなわち、「ニュートンの通貨改革」後の銀の流出と銀貨の不足を背景に、信用貨幣による金紙の代替を主張したにもかかわらず、スミスは、スコットランドや北アメリカにおけるような小額の銀行券の流通の普及については、必ず

95) Adam Smith, "Wealth of Nations", pp.300-301. 前掲訳, ② 278 頁。

96) Adam Smith, "Wealth of Nations", p.324. 前掲訳, ② 326 頁。

97) スミス信用論を、ヒューム——リカードの素朴な信用インフレ論と区別して、玉野井教授は次のように指摘する。「このことから知られるように、はやくもスミスにおいてとりあげられた紙券のいわゆる過剰発行の問題は、後にみるようなノートンやリカードなどのばあいとはちがって、主としてイングランド銀行券の過剰発行とその減価の問題たるにとどまらず、いなそれよりもむしろ一般に商業銀行自身の貸付けについて、その一定期間内の額が償還額と一致しない形で示されるところの、過大貸付けないし過大信用の問題として、とりあげられている点の特徴である。」(玉野井, 前掲書, 42 頁)

しも好意的ではなく、次のように反対している。「小額の銀行券の発行が許されていて、これが一般に流通しているところでは、多くの資力の乏しい連中も銀行家になることができるし、またそうなりたいという気持ちになる。5ポンドどころか20シリングの約束手形ですら誰からも拒絶されるような人でも、6ペンスといった小額のものなら、ためらうことなしに受け取ってもらえるだろう。だが、こんな貧弱な銀行家はしばしば破産におちいるにちがいないから、そのために、かれらの銀行券で支払いを受けた多くの貧しい人たちは大変な迷惑をこうむり、またときには、非常に大きい災難すら被るであろう。おそらく、この王国のどの地方でも、5ポンド以下という小額の銀行券は発行しないことにしたほうがよかったであろう」というのであった⁹⁸⁾。

すなわち小額の銀行券の一般的な流通は、経営的基礎の脆弱な個人銀行家による発券を促し、しばしば信用の支払い連鎖を不安にするものであると、これを批判したのであった。そもそも信用による準備金の節約は、商人および企業家の間の高額な取引にかかわるものであるかぎり、「商人と商人との間の流通面にだけ主として用いられるような金額だけしか紙券の発行が許されなかったとしても、銀行や銀行業者はやはり、一部は真の手形の割引によって、また一部はキャッシュ・アカウントによる貸付けをつうじて」、十分にその役割を果しうるのであるというのである。これは18世紀末に、発券をおこなっていた個人銀行家の倒産によって、イングランドやスコットランドでしばしば信用不安におちいったという経験を踏まえて、スミスが提起した解決策の一つといえよう。

こうして、小額銀行券の発行が制限され、また兌換が保証される限りは、すでに見たように過剰に発行された銀行券はいずれ銀行の手元に還流するだけであろうと、いわゆる《還流の法

則》を提起して後の銀行学派の水準にまで到達していた。そこでスミス銀行券論の課題は、何よりも、個人銀行家による紙券の濫発が、空手形すなわち融通手形の割引をつうじて行われることの回避にあった。しかしそれが融通手形の割引きではなくとも投機的な在庫投資が信用を伴う場合に、その売り手によって振り出された手形は実際の取引に裏付けられたものであり、投機の破綻による支払い連鎖の中断は防ぎようはない。こうして信用はそうした投機資金を提供していることになろう⁹⁹⁾。にもかかわらずスミスは、銀行による手形割引が「真正な為替手形」に限定される限りでは、銀行の貸付け額は「企業家」が「貸付けを受けぬ場合、随時的な請求に応じるため、寝かせたままの現金で手元に保有させられるであろうその部分」、すなわち支払い準備金を超えることはないとして、それを次のような事例にもとめている。

「もしもすべての銀行業が、つねに各自の利害をよく理解し、そしてそれにたいして注意を向けているなら、流通界はけっして紙券の供給過剰におちいることはなかったはずである。だが、すべての銀行は、かならずしも各自の利益をよく理解したり、また注意を払ったりしていなかったので、流通界はしばしば紙券の供給過剰におちいったのであった。イングランド銀行は、あまりにも多量の紙券を発行し、その過剰分が金銀貨と兌換されるためにたえず還流してきたので、何年にもわたって年額80万ポンドないし100万ポンド、平均すると約85万ポンドにのぼる金貨を鑄造することを余儀なくされた。こうした巨額の鑄造のために、同銀行は——数年来、金貨が磨損し、品位低下の状態におちいていた結果として——しばしば金地金を1オンスにつき四ポンドという高い価格で購

98) Adam Smith, "Wealth of Nations", p.323. 前掲訳, ② 322-323 頁。

99) 後に詳しく検討するように、スミスの《真正手形原則》についてリカードは、ソートンに依拠しながら、利潤率が貸付利子を超過するかぎりには、いかなる量のイングランド銀行券でも使用されるから、兌換制のもとにおいても妥当しないと批判した。この点については、S. Hollander の前掲書 (pp.289-290. 前掲訳, 363 頁) を参照しなければならない。

買することを余儀なくされ、しかも購買するや日を経ずして、その地金を1オンスにつき3ポンド17シリング10ペンス2分の1の鑄貨として発行したのである。このようにして同銀行は、こんなにも巨額の貨幣鑄造について、2.5パーセントないし3パーセントの損失をこうむったのであった¹⁰⁰⁾。」

こうした18世紀後半の《発券の分散》のもとで、個々の銀行の過大貸付けがもたらした信用不安についてのスミスの議論は、一見すると、あたかもちのりカード貨幣論を彷彿とさせるような、貨幣代替物の過剰流通 (excessive circulation of paper money) による紙幣の減価 (インフレーション) の論理につづる内容であるかのように見えるものであった¹⁰¹⁾。しかし、この場合の銀行券の過剰発行は、たんに個々の銀行の信用力 (現金準備) をこえる過大な貸付けによって生じた信用不安の問題として語られているにすぎず、決してマクロ的な意味で「この国の流通界が容易に吸収し使用し得る額以上の多額の紙券」の流通の問題を論じているわけではない。スミスの本意は、あくまでその割引が「真正の手形」に限られ、また銀行券による貸付けも流動資本だけに制限されて「穏当な期間内に限られ」る限りは、個々の銀行の財務状

態において、一定期間内における銀行の貸付け額と銀行への償還額とがおのずからほぼ均等になるから、それゆえ銀行券の過剰発行による経営不安に陥ることはないということにあった。

こうしてスミスの《金紙代替論》においては、一方では地金価格の鑄造価格からの乖離を阻止して価格標準 (固定平価) を安定化し、また他方でこうしたイングランド銀行の兌換のための金銀の買い入れによる損失を回避するとともに、あわせて個々の銀行の独自の発券による信用供与の限界を克服するためには、更にいかなる方策が必要かが必ずしも明確にされてはいない。たしかに、当時の地金価格の高騰は、決して貨幣数量説論者が説くような銀行券の濫発による銀行券の減価によって生じたものではなかったことを、すでにスミスは明らかにしていた。かりに個々の銀行券のディスカウントがあっても、それは地金価格の上昇には結び付かず、スミスがいうように、それはあくまで鑄貨の磨損や地金の不足などの別個の原因によるものである。そしてこれらは、中央銀行券が金銀貨と同等の流通性 (受容性) をもつことによって解決されるものであり、そのためには《発券の集中》が何よりも要請されたのであるが、スミス信用論の展開はそこまでにはいたらなかった。

(未完)

100) Adam Smith, "Wealth of Nations", p.301. 前掲訳, ② 281頁。

101) 玉野井教授はこのスミスの叙述について、「ソーントンへてりカードへと継承」された数量説的見解と解釈され、次のようにいう。「スミスはここでイングランド銀行券の減価の状態を取り上げて、これを二通りの原因から説明しようとしている。ひとつは紙券の供給過剰、いいかえると銀行券の過剰発行であり、それによってイングランド銀行券が減価し、したがってまた地金価格が騰貴

したと考え、そしてその結果兌換請求が増大し、同時にイングランド銀行の負担した出費が増大した、と一連の説明を行っているのである。もうひとつは、これとことになって、……」(大河内一男編『国富論研究 I』, 筑摩書房, 1972, 129頁)と。しかしこの叙述を素直に読む限り、すでにブキャナンも指摘しているように、イングランド銀行券の減価はあくまで鑄貨の磨滅による量目の不足によるものとしているのではなからうか。